

令和5年度に長崎県に入猟しようとする者の狩猟者登録取扱要領

他の都道府県から長崎県に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いは次のとおりとする。

1 狩猟者登録申請書等の提出先

〒 850-0034 長崎県長崎市樺島町9-13 筑後屋柴田ビル302号
一般社団法人 長崎県猟友会
TEL 095-822-7213
FAX 095-895-8331

2 提出書類

- (1) 狩猟者登録申請書 1 部
- (2) 狩猟者登録用として再交付を受けた狩猟免状、又は各都道府県猟友会長が狩猟免状を有することを証明した書面 1 部
- (3) 当該年度の(一社)大日本猟友会の共済事業の被共済者であることの証明書、あるいは損害保険会社の被保険者であることの証明書、又は資産に関する証明書 1 部
- (4) 写真 2 枚
 - ・ 申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの
 - ・ 縦3.0cm、横2.4cmで1枚は申請書に貼付、1枚は同封のこと
 - ・ 裏面に、氏名と撮影年月日を記入すること
- (5) 下表(6)から(8)にかかる狩猟税減免措置を受ける場合に必要な書類 . . 各1部
 - ア 対象鳥獣捕獲員である者(6)
 - 長崎県内市町長による対象鳥獣捕獲員であることを証する書類
 - イ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である者(7)
 - ①認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し
 - …捕獲等従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている認定に係る認定証(鳥獣保護管理法施行規則第19条の9第1項)の写し。
 - ②認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲事業者であることを証する証明書
 - …鳥獣保護管理法施行規則様式第16の2により認定鳥獣捕獲等事業者が自ら作成する。
 - ③申請者が所属する認定鳥獣捕獲等事業者が、認定鳥獣捕獲等事業(認定を受けた猟法・対象鳥獣等による鳥獣捕獲等事業に限る)を実施受託したことを証する書類
 - …当該事業の委託契約書の写し等。なお、当該事業は申請前1年以内に、長崎県の区域内において実施されたものであって、かつ、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者又は当該許可をうけたとみなされた者に限る。
 - ④上記③の事業に従事した際の従事者証の写し
 - …従事者証に記載された内容(有効期間、捕獲等の目的・区域等)が、上記③の事業に対応したものに限る。なお、従事者証に係る目的は、鳥獣保護管理法第9条第1項に規定する鳥獣の管理に係るものに限る。
 - ウ 狩猟者登録を申請する日前1年以内の期間に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者又はその捕獲等に従事した者(8)(許可の目的が鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系にかかる被害の防止等であり、許可の区域が長崎県内に含まれる場合に限る)
 - 鳥獣保護管理法第9条に基づく許可証又は従事者証の写し
 - …許可証の写しの場合、報告欄の「備考」に捕獲等をした日が記載されているものに限る。従事者証の写しの場合、様式「従事者証とともに提出を要する捕獲等の結果を示す書面」を添付すること。

3 狩猟税

区 分		狩猟税
網 猟 または わな猟	(1) 下記以外の者	1 件 8,200円
	(2) 次の 1～3 のいずれかに該当する者で、住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者 1. 当該年度の個人県民税の所得割額の納付を要しない者であり、かつ同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない者 2. 当該年度の個人県民税の所得割額の納付を要しない者であり、かつ同年度の個人県民税の所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者 3. 当該年度の個人県民税の所得割額の納付を要しない者であり、かつ同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者で、農業、水産業又は林業に従事する者	1 件 5,500円
第 1 種銃猟	(3) 下記以外の者	1 件16,500円
	(4) 次の 1～3 のいずれかに該当する者で、住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者 1. 当該年度の個人県民税の所得割額の納付を要しない者であり、かつ同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない者 2. 当該年度の個人県民税の所得割額の納付を要しない者であり、かつ同年度の個人県民税の所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者 3. 当該年度の個人県民税の所得割額の納付を要しない者であり、かつ同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者で、農業、水産業又は林業に従事する者	1 件11,000円
(5) 第 2 種銃猟		1 件 5,500円
(6) 対象鳥獣捕獲員である者	課税免除 ※令和 6 年 3 月 31 日までの登録に限る	
(7) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である者	課税免除 ※令和 6 年 3 月 31 日までの登録に限る	
(8) 狩猟者登録を申請する日前 1 年以内の期間に、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可を受けた者又はその捕獲等に従事した者	上記(1)から(5)の狩猟税の半額 (百円未満切捨) ※令和 6 年 3 月 31 日までの登録に限る	

4 狩猟者登録手数料 1 件 1,800 円

5 郵送料 不 要

狩猟者登録証、狩猟者記章、鳥獣保護区等位置図の送付は、宅配便による料金着払いとします。

6 納付方法

狩猟税、狩猟者登録手数料は、銀行振込みにより納付してください。

シュウ ハチ シン ワ キン コウ オオ ハ ト シ テン
 十 八 親 和 銀 行 大 波 止 支 店
 普通預金No. 0129313
 一般社団法人 長崎県猟友会 代表理事 杉谷 和彦

7 受付期間

申請の受付は令和5年10月2日（月）から行います。

ただし、令和5年10月12日（木）までに申請書が到着しない場合は、11月15日までに狩猟者登録証の交付ができないことがあるため、留意してください。

8 その他

- (1) 猟友会等の組織に加入している方が申請する場合には、できる限り各組織でとりまとめいただき、別紙様式により一括申請してください。
- (2) 申請書等に、記入漏れ等不備のあるものは受理しないので十分留意してください。
- (3) 申請者は、必ず連絡先の電話番号を記入してください。
- (4) 登録証の交付は申請書の受付順に行い、即日交付は行いません。
- (5) 虚偽の申告をした場合は、地方税法第700条の57を適用される可能性があります。

